

新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の 固定資産税・都市計画税の特例制度について

特例適用申告書の申告期限は令和3年2月1日(月)です。(当日消印有効)

コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、郵送による提出にご協力ください。

制度の詳細については長岡市のトップページから **固定資産税 コロナ** で検索してください。
申告書(様式・記入例)のダウンロードも可能です。(https://www.city.nagaoka.niigata.jp/)

【特例の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同期間と比べ売上高が一定以上減少している中小事業者等の税負担を軽減するため、令和3年度の1年分に限り、固定資産税・都市計画税の課税標準がゼロ又は2分の1に軽減される制度です。

【対象となる事業者】

法人…資本金・出資金の額が1億円以下の法人。資本金等を有しないときは常時使用する従業員数が1,000人以下(ただし、大企業の子会社は対象外)

個人…常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

※風俗営業法第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を除き、あらゆる業種が対象となります。

【対象となる資産】(土地は対象外)

事業用家屋…非居住用家屋になります。ただし、居住用家屋を事業として貸し付けている場合は対象家屋になります。また、事業用と居住用が一体となっている家屋については、事業専用割合に応じた部分が対象になります。

償却資産…固定資産税の課税客体は全て対象となります。

【課税標準の軽減割合】

令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の事業収入(注)を前年同期間と比較し、

50%以上減少	全額
30%以上50%未満減少	2分の1

(注)一般的な収益事業における売上高となります。(給付金・補助金・事業外収入は含みません。)

【申告方法】

- ① 中小事業者等は、認定経営革新等支援機関等から対象である旨の確認を受けてください。
- ② 認定経営革新等支援機関等の確認を得た申請書類を、令和3年2月1日(月)までに申告してください。

【認定経営革新等支援機関等】

認定を受けた税理士、公認会計士又は監査法人、中小企業診断士、金融機関(銀行、信用金庫等)、商工会議所、商工会など

申請書類…認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書(原本)に加えて、**同支援機関等に提出した書類と同じもの(コピー可)を提出してください。**

書類	内容
申告書(認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの)	事業収入割合、特例対象資産一覧(※)、中小事業者であることについての誓約など
収入減を証する書類	・会計帳簿や青色申告決算書の写しなど ・収入減に不動産賃料の「猶予」が含まれる場合は、猶予の金額や期間等を確認できる書類の写し
特例対象家屋の事業用割合を示す書類(該当者のみ)	法人税の申告における別表十六、固定資産台帳、青色申告決算書の写しなど

(※)償却資産の特例対象資産一覧については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したことになります。

【問合せ先】 長岡市財務部資産税課 電話:0258-39-2213(直通)